



島根県報

令和3年6月1日(火)

号外第63号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 2

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

(") 4

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第78号）

1 規則の概要

(1) 知事の権限に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

ア 食品衛生法に基づく次の権限

営業所の名称等の届出及びその承継届を受理すること。

イ 食品衛生法施行規則に基づく次の権限

(ア) 廃業届を受理すること。

(イ) 食品衛生責任者が受講する講習会を行うこと。

(ロ) 手洗設備及び洗浄設備を兼用することを確認すること。

(ハ) 食品等取扱者に対して検便を受けるよう指示すること。

ウ 食品衛生法施行条例に基づく次の権限

(ア) 許可営業者に許可証を交付すること。

(イ) 休業又は再開の届出を受理すること。

(ロ) ふぐ処理者の届出を受理すること。

(2) 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理

(3) 島根県魚介類行商条例の廃止に伴う規定の整理

(4) 大気汚染防止法施行規則の改正に伴う規定の整理

(5) 水質汚濁防止法施行規則の改正に伴う規定の整理

(6) ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の改正に伴う規定の整理

(7) 島根県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の施行に伴う規定の整理

(8) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第79号）

1 規則の概要

(1) 次に掲げる事務は、部長が専決することができる事項とすることとした。（別表第2関係）

ア 食品衛生責任者が受講する講習会を認定すること。

イ ふぐ処理者の免許を取り消すこと。

ウ 免許を取り消されたふぐ処理者が免許証を返納しない場合に氏名等を公表すること。

エ 食品関連事業者等に関する届出内容を公表すること。

(2) 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理

(3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規

則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

島根県規則第78号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表保健所の部43の項第5号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同項第6号中「第52条第3項」を「第55条第3項」に改め、同項第7号中「第53条第2項」を「第56条第2項」に改め、「受理」の次に「（第57条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第12号中「第61条第1項」を「第67条第1項」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号中「第59条第1項」を「第64条第1項」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「第56条」を「第61条」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「第55条第1項」を「第60条第1項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「第54条」を「第59条」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 第57条第1項の規定による営業所の名称等の届出の受理

別表保健所の部45の項第1号の次に次の4号を加える。

(2) 第71条の2の規定による廃業の届出の受理

(3) 別表第17の第1号の口の(3)及びハの(1)に規定する講習会を行うこと。

(4) 別表第17の第3号のヌの規定による手洗設備及び洗浄設備を兼用することの確認

(5) 別表第17の第7号のロの規定による検便を受けるべき旨の指示

別表保健所の部46の項中「平成11年島根県条例第51号」を「令和3年島根県条例第14号」に改め、同項委任する事務の欄を次のように改める。

(1) 第3条第1項の規定による許可証の交付

(2) 第4条の規定による休業又は再開の届出の受理

(3) 第13条第1項又は第2項の規定によるふぐ処理者の届出の受理

別表保健所の部47の項第18号中「第7条第1項第7号」を「第7条第1項第8号」に改める。

別表保健所の部中48の項を削り、49の項を48の項とし、50の項を49の項とし、50の2の項を50の項とし、60の項を削り、59の項を60の項とし、58の項を削り、57の項を59の項とし、54の項から56の項までを2項ずつ繰り下げ、53の2の項を55の項とし、53の項を54の項とし、52の項を53の項とし、51の2の項を52の項とし、64の項を削り、65の項を64の項とし、66の項を削り、67の項を65の項とし、68の項を66の項とし、69の項を67の項とし、70の項を削り、71の項を68の項とする。

別表食肉衛生検査所の部3の項第5号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同項第6号中「第52条第3項」を「第55条第3項」に改め、同項第7号中「第53条第2項」を「第56条第2項」に改め、「受理」の次に「（第57条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第11号中「第61条第1項」を「第67条第1項」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「第56条」を「第61条」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「第55条第1項」を「第60条第1項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「第54条」を「第59条」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 第57条第1項の規定による営業所の名称等の届出の受理

別表食肉衛生検査所の部5の項第1号の次に次の4号を加える。

(2) 第71条の2の規定による廃業の届出の受理

(3) 別表第17の第1号の口の(3)及びハの(1)に規定する講習会を行うこと。

(4) 別表第17の第3号のヌの規定による手洗設備及び洗浄設備を兼用することの確認

(5) 別表第17の第7号のロの規定による検便を受けるべき旨の指示

別表食肉衛生検査所の部6の項委任する事務の欄を次のように改める。

(1) 第3条第1項の規定による許可証の交付

(2) 第4条の規定による休業又は再開の届出の受理

別表食肉衛生検査所の部7の項第18号中「第7条第1項第7号」を「第7条第1項第8号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第79号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第2健康福祉部の表薬事衛生課の項第17号事務の種類欄中「昭和28年政令第229号」の次に「、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）」を加え、「平成11年島根県条例第51号」を「令和3年島根県条例第14号」に改め、同号部長専決事項の欄の(4)中「第58条第3項」を「第63条第3項」に改め、同欄の(5)中「第58条第5項」を「第63条第5項」に改め、同欄の(6)中「第63条」を「第69条」に改め、同欄の(7)中「第64条第2項」を「第70条第2項」に改め、同欄の(13)を次のように改める。

(13) 省令別表第17の第1号のロの(3)及びハの(1)に規定する食品衛生責任者が受講する講習会を認定すること。

別表第2健康福祉部の表薬事衛生課の項第17号部長専決事項の欄の(13)の次に次のように加える。

(14) 条例第12条第1項の規定により、ふぐ処理者の免許を取り消すこと。

(15) 条例第12条第3項の規定により、ふぐ処理者の氏名等を公表すること。

別表第2健康福祉部の表薬事衛生課の項第18号部長専決事項の欄中(19)を(20)とし、(16)から(18)までを(17)から(19)までとし、(15)の次に次のように加える。

(16) 政令第7条第1項第7号の規定により、食品関連事業者等に関する届出内容を公表すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。